

生活道路の新たな交通安全対策

ゾーン30



ゾーン30って、
なあに？

START



新たな生活道路の安全対策。

交通量が多く危ない生活道路を時速30キロに規制し、抜け道にならないようゾーン内の出入り口を明確にします。(背板付きの標識と路面表示が目印です)

何で
30キロ
なの？

すぐ止まることができ、
重大事故が少ない。
危険に対応でき、重大事故になり
にくい速度が30キロ以下です。



GOAL

この標識・表示はゾーン30
を知らせるものなんだ。
ゾーン内を抜け道として通る
のは控えよう。



どこを
指定
するの？



危険な生活道路が対象。
生活道路が抜け道になってい
て危険な道路や、地域の要望
が高い場所から選びます。

平成28年度までに県内48カ所の対策を予定 平成26年度実施箇所

12ヶ所

- ①前橋市大和町二丁目地内
- ②前橋市下川町地内
- ③高崎市浜尻町地内
- ④高崎市吉井町吉井地内
- ⑤高崎市貝沢町地内
- ⑥伊勢崎市連取町地内
- ⑦太田市龍舞町地内
- ⑧太田市矢場新町地内
- ⑨邑楽郡邑楽町石打地内
- ⑩桐生市仲町二丁目地内
- ⑪北群馬郡吉岡町北下地内
- ⑫沼田市西倉内町地内

地域の声を
聞きながら
進めます



くんまちゃん



上州くん

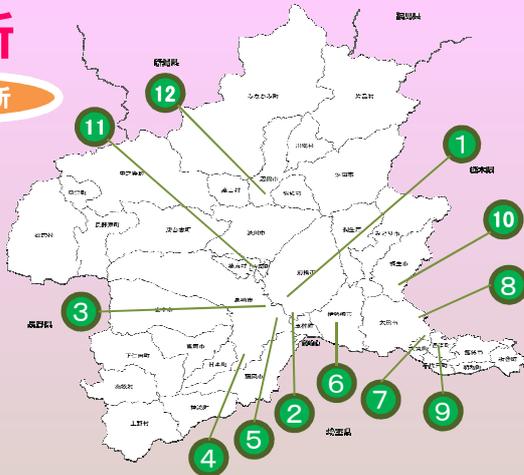


みやまちゃん

問い合わせ先：群馬県警察本部 交通部 交通規制課
(前橋市大手町一丁目1番1号 電話：027-243-0110)

平成26年度実施箇所

12ヶ所



①前橋市大利根町二丁目地内



②前橋市下川町地内



③高崎市浜尻町地内



④高崎市吉井町吉井地内



⑤高崎市貝沢町地内



⑥伊勢崎市連取町地内



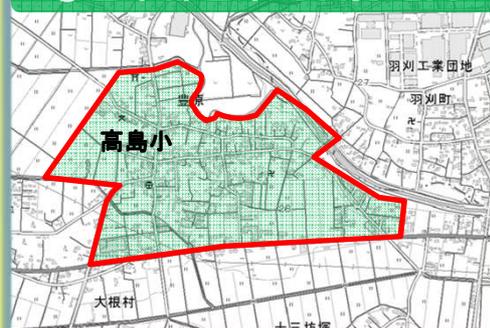
⑦太田市龍舞町地内



⑧太田市矢場新町地内



⑨邑楽郡邑楽町石打地内



⑩桐生市仲町二丁目地内



⑪北群馬郡吉岡町北下地内



⑫沼田市西倉内町地内

